

まちの日記帳



近藤工業㈱ (小樽市)

子どもたちへマスクと消毒液を寄贈！

7/29

7月29日に「コロナウイルス感染症の感染予防に役立てていただきたい。」と、小樽市の近藤工業㈱（佐藤慶一代表取締役社長）からマスク（子供用50枚入15箱・大人用50枚入3箱）、手指消毒液（500ml入10個）が十河教育長へ寄贈されました。

寄贈の品は町内の各小中学校で役立てられています。

また、「子どもたちは、積丹町の将来を担う貴重な存在、お困りの際はすぐにサポートしたい。」と嬉しいご挨拶がありました。



ウニの肥育方法を学ぶ！

野塚小児童が乗船体験学習

7/29

7月29日、快晴の夏空の下で、野塚小学校の児童8名が、余別漁港のホソメコンブ養殖とキタムラサキウニ海中籠肥育を見学する「漁船乗船体験学習」を行いました。

小型漁船で、漁港内に設置された養殖施設まで移動した後、講師の東しゃこたん漁協積丹支所青年部（佐藤翔太郎）の3名が大量のコンブやウニが入った円筒形の大きな籠を一気に引き上げると、児童たちは「ワーッ!!」と港内に響き渡るほどの大歓声をあげながら、籠に餌のコンブを入れる作業を見入っていました。

郷土の産業を知る貴重な総合的学習でした。



たくさん食べて、すくすく育つ！

「離乳食教室」

7/30

妊娠期から1歳未満の子どもがいる家族の「離乳食教室」が総合文化センターで行われ、2組の親子が参加しました。

今回も講師には、栄養士の神山悦子さん（余市町）を迎え、段階的な離乳食の進め方や離乳後期の食事1回量の目安などを確認しました。

毎回同じようなメニューになりがちな離乳食ですが、実際の試食後、「レシピや食材の幅が広がった」「さっそく、自宅で試してみます！」という声が聞かれました。



令和2年度

”敬老会”は

止むなく中止

「敬老会実行委員会」

毎年9月に開催しておりました今年度の敬老会は、『新型コロナウイルス感染症が拡大している状況の中で、多くの人が一堂に会しての催しは、感染の危険性から参加者の皆さんの健康と安全を守るため、中止とすべき。』との結論になりました。

敬老会の出席を楽しみにされていた多くの皆様には、大変心苦しい限りですが、ご理解をお願い致します。

なお、7月8日現在、555名の敬老対象者全員に「祝品」と「しおり」を、また、88歳の米寿該当の21人の方々には記念品の「タオルケット」を後日、お贈りする予定です。

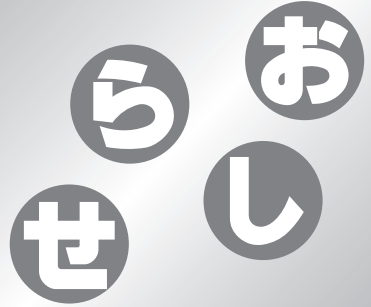
【問い合わせ先】

積丹町敬老会実行委員会事務局

(役場 住民福祉課)

TEL 44-2113

information



各種自衛官等を募集します

自衛官候補生・防衛大学校学生・防衛医科大学校医学科学生・防衛医科大学校看護学科学生を募集します。

応募資格等の詳細についてはお問い合わせください。

【問い合わせ先】

自衛隊札幌地方協力本部

小樽地域事務所

TEL 0134-2215521

無料法律相談所開設

次のとおり無料法律相談所を開設します。

◆日時 9月16日(水)

午後1時～午後4時

◆定員 6人

◆新型コロナウイルス感染症拡大

防止のため電話相談となります。

【申込・問い合わせ先】

余市町役場 総務課

TEL 0135-2112112

※ご利用される方は、事前に申し込みが必要となります。

預けて安心！自筆証書遺言 書保管制度

令和2年7月10日から全国の法務局で自筆で書いた遺言書を保管する「自筆証書遺言書保管制度」が始まりました。

自筆証書遺言は、本人自ら作成するものですが、遺言書を作成した本人の死亡後、相続人等に発見されなかったり、一部の相続人等による改ざんのおそれがあることから、これらの問題を解消するための方策として本制度が創設されました。

なお、遺言書保管制度に係る全ての手続には予約が必要です。

【問い合わせ先】

札幌法務局小樽支局総務係

TEL 0134-2313012

今月の納期

- 国民健康保険税 第3期
納期限 9月25日(金)
- 介護保険料 第3期
納期限 9月25日(金)
- 後期高齢者医療保険料 第3期
納期限 9月25日(金)
- 固定資産税 第3期
納期限 9月30日(水)
- 上下水道使用料金 8月分
納期限 9月30日(水)
- 住宅使用料 9月分
納期限 9月30日(水)

(注) 口座振替をご利用の方は、9月25日(金)に引落としになりますので、前日までに残高の確認をお願いします。

わが家のめんこちゃん

ささやま いとは
笹山 純羽 ちゃん

(9月16日生・美国町)



音の鳴るおもちゃで楽しく、遊んでいます。
ハイハイでの追いかけっこが大好きです。

『素直で明るい子に育ってほしいです。』
(剛さん・紫さん)

「北海道立北の森づくり専門学院」 出願受付開始！（10月～）

本年4月、旭川市に開校した「北海道立北の森づくり専門学院」は、林業・木材産業の幅広い知識と確かな技術を2年間で身に付けられる専門学校で、北海道の森林づくりへの意欲に溢れた方を募集しています。
詳細は、北海道HPをご覧ください。

■ 出願資格

道内の林業・木材産業関係企業等への就職を希望し、高等学校卒業または同等以上の学力を有し、入学時に40歳以下の方。

- 出願期間 10月1日(木)～15日(木)（推薦）
10月12日(月)～29日(木)（一般）

- 試験日程 【推薦】10月26日(日)：面接
【一般】11月16日(月)：小論文・面接

【問い合わせ先】役場農林水産課 TEL 44-3382

積丹町 暮らし・なんでも巡回相談会

「借金の事」「消費トラブル」「こころの相談」などが原因でお悩みの方の相談をワンストップで対応します。相談は無料です。

■ 日 時：9月2日(水)・9月16日(水)
13:30～15:30

■ 場 所：積丹町総合文化センター研修室B
【問い合わせ先】NPO法人しりべし圏域総合支援センター
TEL 0135-48-5900

粗大ごみ収集日と申込期間

収集日	9月25日(金)
申込期間	9月10日(木) から 9月17日(木) まで

札幌法務局小樽支局「登記・相続に関するQ&A」 No. 8

◆第8回「土地家屋調査士ってどんな人？」

Q：土地家屋調査士ってどんな人？

A：土地家屋調査士は、土地や家屋（建物）を調査する専門家です。

①土地・建物の所有者に代わって、表示に関する登記の申請手続きをします。

調査結果をもとに、法務局へ提出する登記申請書・図面などを作成し手続きを行います。土地・建物は、登記記録に状況を正しく記載し、土地は所在地番・地目・地積を、建物はどこにどのような建物があるかを表題登記で確定します。

②土地・建物に関する調査・測量をします。

土地の管理は境界標の設置から始まり、所有する土地の範囲を確定します。土地売買、建物建築、住宅造成などをする時は、土地の境界が必要となり、安全な取引は地積測定から始まります。地積測量図は土地の所在位置、形状、面積を証明しています。

土地家屋調査士が土地の測量を行う時は、隣接所有者へ境界立会い、確認作業を行います。「境界」とは、異筆の土地の間の境界で地番の境を指します。

③筆界特定制度を活用するために土地所有者に代わって申請手続きをします。

筆界特定制度は、土地の所有者として登記されている人の申請に基づき、筆界特定登記官が筆界調査委員の意見を踏まえて、現地の土地の筆界位置を特定する制度です。

④土地の境界紛争を裁判によらない方法で解決します。（ADR認定土地家屋調査士）

従前は土地の境界紛争が生じた場合、時間と費用がかかる裁判等（調停あるいは筆界確定訴訟、所有権確定訴訟）で解決するしかありませんでした。

しかし、平成19年4月の「ADR法」の施行により、裁判よりもコストや時間を抑えた境界紛争の解決の方法が定められ、ADR認定土地家屋調査士は、土地所有者の状況により最適な方法で問題解決にあたります。

次号は「亡くなったおじいちゃんの家が登記されていない。どうしたらいいの？」をお知らせします。

【問い合わせ先】札幌法務局小樽支局 TEL 0134-23-3012